

備品管理の不備

対象 受検 機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																									
港 湾 局	<p>備品である公用車2台について、平成30年3月28日付けで永久抹消登録しているにもかかわらず、不用決定手続が行われていなかった。 また、自動車損害賠償責任保険の還付手続についても行われていなかった。</p> <p>該当物品</p> <table border="1" data-bbox="314 625 1700 821"> <thead> <tr> <th></th> <th>物品番号</th> <th>種類</th> <th>数量</th> <th>受入金額</th> <th>受入年月日</th> <th>永久抹消登録年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公用車1</td> <td>43559700000</td> <td>小型自動車</td> <td>1台</td> <td>1,780,170円</td> <td>平成16年8月6日</td> <td>平成30年3月28日</td> </tr> <tr> <td>公用車2</td> <td>44133320000</td> <td>普通自動車</td> <td>1台</td> <td>1,554,000円</td> <td>平成16年9月10日</td> <td>平成30年3月28日</td> </tr> </tbody> </table> <p>自動車損害賠償責任保険</p> <table border="1" data-bbox="314 894 1676 1089"> <thead> <tr> <th></th> <th>加入期間</th> <th>平成30年4月に手続きを行っていた場合の還付額</th> <th>実際の還付額 (平成30年10月)</th> <th>差 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公用車1</td> <td>平成31年8月28日まで</td> <td>13,820円</td> <td>8,590円</td> <td>▲5,230円</td> </tr> <tr> <td>公用車2</td> <td>平成31年10月7日まで</td> <td>14,700円</td> <td>9,450円</td> <td>▲5,250円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>▲10,480円</td> </tr> </tbody> </table>		物品番号	種類	数量	受入金額	受入年月日	永久抹消登録年月日	公用車1	43559700000	小型自動車	1台	1,780,170円	平成16年8月6日	平成30年3月28日	公用車2	44133320000	普通自動車	1台	1,554,000円	平成16年9月10日	平成30年3月28日		加入期間	平成30年4月に手続きを行っていた場合の還付額	実際の還付額 (平成30年10月)	差 額	公用車1	平成31年8月28日まで	13,820円	8,590円	▲5,230円	公用車2	平成31年10月7日まで	14,700円	9,450円	▲5,250円	合 計				▲10,480円	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>大阪府財務規則 (不用の決定及び不用品の処分) 第87条 知事又は第3条の規定により物品の処分に関する事務を委任された者は、使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品で保存の必要がないものについては、不用品調書(様式第49号)を作成の上不用の決定をしなければならない。 2 前項の規定により不用の決定をした物品は、譲渡、廃棄その他の処分をしなければならない。</p> </div>	<p>本事案は、当該事務について所属内における情報共有、及び担当者間の引継ぎが十分になされていなかったことにより生じたものである。 物品の不用決定手続及び自動車損害賠償責任保険の還付請求手続きを速やかに行った。 また、平成28～平成29年度の案件についてもチェックを行い、適正に処理されていることを確認した。 加えて、公用車の管理については複数の職員で情報を共有のうえ確認作業を行う等の再発防止策を担当グループにて情報共有した。 今後も、公用車の管理事務が適正に処理されるよう徹底する。</p>
	物品番号	種類	数量	受入金額	受入年月日	永久抹消登録年月日																																						
公用車1	43559700000	小型自動車	1台	1,780,170円	平成16年8月6日	平成30年3月28日																																						
公用車2	44133320000	普通自動車	1台	1,554,000円	平成16年9月10日	平成30年3月28日																																						
	加入期間	平成30年4月に手続きを行っていた場合の還付額	実際の還付額 (平成30年10月)	差 額																																								
公用車1	平成31年8月28日まで	13,820円	8,590円	▲5,230円																																								
公用車2	平成31年10月7日まで	14,700円	9,450円	▲5,250円																																								
合 計				▲10,480円																																								

監査(検査)実施年月日(委員:一年一月一日、事務局:平成30年10月2日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																				
枚方土木事務所	<p>備品である公用車2台について、平成30年3月7日付けで不用決定手続（平成30年3月29日廃棄）をしているが、自動車損害賠償責任保険の還付手続が遅れた。</p> <p>自動車損害賠償責任保険</p> <table border="1" data-bbox="290 703 1489 976"> <thead> <tr> <th></th> <th>加入期間</th> <th>平成30年4月に手続きを行っていた場合の還付額</th> <th>実際の還付額 (平成30年10月)</th> <th>差 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公用車</td> <td>平成30年11月25日まで</td> <td>6,280円</td> <td>900円</td> <td>▲5,380円</td> </tr> <tr> <td>公用車</td> <td>平成30年11月25日まで</td> <td>6,280円</td> <td>900円</td> <td>▲5,380円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>▲10,760円</td> </tr> </tbody> </table>		加入期間	平成30年4月に手続きを行っていた場合の還付額	実際の還付額 (平成30年10月)	差 額	公用車	平成30年11月25日まで	6,280円	900円	▲5,380円	公用車	平成30年11月25日まで	6,280円	900円	▲5,380円	合 計				▲10,760円	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>大阪府財務規則 (不用の決定及び不用品の処分) 第 87 条 知事又は第3条の規定により物品の処分に関する事務を委任された者は、使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品で保存の必要がないものについては、不用品調書（様式第 49 号）を作成の上不用の決定をしなければならない。 2 前項の規定により不用の決定をした物品は、譲渡、廃棄その他の処分をしなければならない。</p> </div>	<p>本事案は、当該事務について所属内における情報共有、及び担当者間の引継ぎが十分になされていなかったことにより、平成 30 年 4 月に行うべき事務を失念したために生じたものである。</p> <p>公用車の管理については複数の職員で情報を共有のうえ確認作業を行う等の再発防止策を担当グループにて情報共有した。</p> <p>また、平成 28～平成 29 年度の案件についてもチェックを行い、適正に処理されていることを確認した。</p> <p>今後も、公用車の管理事務が適正に処理されるよう徹底する。</p>
	加入期間	平成30年4月に手続きを行っていた場合の還付額	実際の還付額 (平成30年10月)	差 額																			
公用車	平成30年11月25日まで	6,280円	900円	▲5,380円																			
公用車	平成30年11月25日まで	6,280円	900円	▲5,380円																			
合 計				▲10,760円																			

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成30年10月1日から平成31年1月31日まで）